

審 査 基 準

令和3年11月1日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第63条第7項
処 分 の 概 要：故障車両の整備確認
原権者（委任先）：警察署長、高速道路交通警察隊長又は車両の整備に係る事項について権限を有する行政庁
法 令 の 定 め： 道路運送車両の保安基準 故障車両の整備確認の手續等に関する命令第5条（確認の手續等）
審 査 基 準： 判断基準は法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間：1日（行政庁の休日を除く。）
申 請 先：確認を受けようとする者の最寄りの警察署の交通関係事務担当課
問 合 せ 先：大分県警察本部交通部交通指導課指導取締係（電話 097-536-2131）
備 考：